

改正後	改正前
埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次 第一章・第二章 (略) 第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 (第三条—<u>第十七条</u>) 附則 (略) 第一条～第七条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第八条 幼保連携型認定こども園の児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第三条の三に規定する基準の例によることとする。</u> (学級の編制の基準) <u>第九条</u> 幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準は、省令第四条(第二項を除く。)に規定する基準の例によることとする。 2 一学級の園児数は、満三歳以上満四歳未満の園児にあつては二十人以下、満四歳以上の園児にあつては<u>三十人</u>以下とする。 3 前項の規定にかかわらず、満三歳以上満四歳未満の園児の学級について、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭を二人以上置く場合には、一学級の園児数を<u>三十人</u>以下とすることができる。 <u>第十条～第十七条</u> (略)	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次 第一章・第二章 (略) 第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 (第三条—<u>第十六条</u>) 附則 (略) 第一条～第七条 (略) <u>(新設)</u> (学級の編制の基準) <u>第八条</u> 幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準は、省令第四条(第二項を除く。)に規定する基準の例によることとする。 2 一学級の園児数は、満三歳以上満四歳未満の園児にあつては二十人以下、満四歳以上の園児にあつては<u>三十五人</u>以下とする。 3 前項の規定にかかわらず、満三歳以上満四歳未満の園児の学級について、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を二人以上置く場合には、一学級の園児数を<u>三十五人</u>以下とすることができる。 <u>第九条～第十六条</u> (略)

改正後	改正前
別表（第二条関係） 一・二 （略） 三 職員の資格 イ 認定こども園に置かれる満三歳未満の子どもの教育保育従事職員は、<u>規則で定める場合を除き</u>、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の四に規定する保育士をいう。ロにおいて同じ。）の資格を有する者であること。 ロ （略） 四～八 （略）	別表（第二条関係） 一・二 （略） 三 職員の資格 イ 認定こども園に置かれる満三歳未満の子どもの教育保育従事職員は、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の四に規定する保育士をいう。ロにおいて同じ。）の資格を有する者であること。 ロ （略） 四～八 （略）